

会計年度任用職員（人材育成支援員）の募集の概要

1 職名

人材育成支援員（地方公務員法に基づき任用される会計年度任用職員）

2 勤務内容

都立職業能力開発センター人材育成プラザの運営等に係る業務

【主な業務】

- (1) 能力向上訓練（在職者向け短期講習）の案内、受付、資料作成等
- (2) 教室、実習場等施設貸出に関する事務
- (3) 職業訓練に関する相談・情報提供等

3 応募要件

都立職業能力開発センターの業務に一定の理解のある方

4 勤務予定場所及び募集人員

勤務予定場所	募集人員
城東職業能力開発センター訓練課 〒120-0005 足立区綾瀬5-6-1 (JR常磐線・東京メトロ千代田線「綾瀬駅」徒歩8分、 つくばエクスプレス「青井駅」徒歩12分)	1名

5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（事業が同様の規模で継続され、勤務成績が良好な場合には、最大4回まで公募によらない再度任用の可能性あり。なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。）

6 勤務日数 原則として月16日勤務

7 勤務時間 以下のとおり月別に定める。

ただし、原則として一月内において(1)～(3)の交替制、土日祝日の勤務は(1)とする。

- (1) A勤務 午前 8時30分から午後 5時15分まで
- (2) B勤務 午前 9時00分から午後 5時45分まで
- (3) C勤務 午後 0時30分から午後 9時15分まで

8 休暇等（制度改正により変更となる場合があります。）

（有給）

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、
妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

（無給）

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、
介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

※一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

※病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給
の取扱いとなります。

- 9 報酬 月額208,100円（常勤職員の給与改定等に準じて改定される場合があります。）
支給日は原則として毎月15日。一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給する。
- 10 通勤費 規定により、交通費相当額を支給する（上限150,000円/月）。
- 11 申込方法
会計年度任用職員申込書（別紙第1号様式）及び職務経歴書を下記担当まで提出
(郵送・持込・電子メール（推奨）)
(令和8年2月13日（金）午後5時必着)
- ※1 会計年度任用職員申込書（別紙第1号様式）上部の「職名」欄に「人材育成支援員」と記載してください。
- ※2 応募書類は返却いたしません（責任廃棄）。
- ※3 書類選考後、面接を行います。
- ※4 結果は、合否に関わらず後日連絡（電話・郵送・メール等）いたします。
- ※5 メールでご連絡する場合がありますので、会計年度任用職員申込書には、ご連絡可能な
メールアドレスを記載してください。
- ※6 応募書類を電子メールで提出する際は、件名に「会計年度任用職員の応募」と記載してください。

- 12 その他
任用の都度、原則1月は条件付採用となります。

担当 東京都産業労働局雇用就業部調整課 小泉・長島・堀内
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1東京都庁第一本庁舎21階北側
Tel 03-5320-4702
メールアドレス S0000443@section.metro.tokyo.jp